



# お米の制度が 変わりました

平成7年11月から、これまでの食糧管理法に変わり、新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）がスタートしました。

これまで政府により全量管理されていた米の生産・流通・販売を、市場原理の導入等民間主体の流通制度にし、政府の役割を一定の範囲に限定しています。

## 全体需給の調整

国は、毎年、需給見通し、生産調整、備蓄の運営等を内容とした基本計画を策定し、お米全体の需給の調整等を行います。

## 生産調整

生産者の意向を尊重し、実施します。  
また、生産調整の手法を多様化し、生産調整実施者には、助成金を交付します。

## 不作に備えた備蓄

政府・民間合わせて150万トンの基本として備蓄します。  
備蓄は、国内産米と輸入米の一部をあて、年間保管した後、主食用・加工用・援助用に売り渡します。

## お米の価格

需給実勢が的確に反映されるよう自主流通米価格形成センターを制度化し、また政府米の価

格も自主流通米の価格動向を反映させることとします。

## 流通制度

お米の流通ルート弾力化し、流通段階のニーズに応じて多様なルートにより流通できるようにしました。

また、出荷取扱業者（農協など）販売業者については一定の要件を満たせば自由に参入できる登録制になりました。

なお、計画外流通米（自主流通米及び政府米以外の米）については、生産者が食糧事務所長最寄りの支所（可）に届け出れば消費者等に自由に販売できます。

## ★お米の精米表示が変わります

消費者が、袋詰精米されたお米を購入する際の目安となる「産地・品種・産年」を表示することを基本とし、原料玄米の使用

割合の表示についても、より分かりやすくになります。

袋の内容と表示が一致しているかどうかについては、表示認証機関（財団法人日本穀物検定協会）等が確認し、一致しているものにマークを付けます。

このマークの付いたお米は登録小売店で販売していますので、お米を選ぶ際の目安としてお役立てください。

（平成8年3月末までは、現行の表示による販売も行われます。）

## 認証マーク



## 表彰

●山武地域農林業研修会  
農地流動化推進員支庁長感謝状  
秋山 嵩雄（鳥喰沼）

●永年勤続表彰  
2月1日の町合併記念日に永年勤続表彰が行われました。表彰された職員は次の14名です。

30年勤続  
伊藤 英明（議会事務局）  
青柳 教子（総務課）  
今関美佐子（企画空港対策室）

25年勤続  
井上 哲夫（環境衛生課）  
若梅 猛（税務課）  
伊藤 賢二（総務課）  
瀬理 和夫（産業振興課）  
林 百合子（第一保育所）  
堀越 幾代（建設課）  
清宮貴美子（財政課）  
大木 和子（環境衛生課）  
伊藤 栄（環境衛生課）

## 20年勤続

實川 裕宜（都市整備課）  
伊藤 恵子（第一保育所）

## 寄付

「福祉事業に役立ててください」と次の方から寄付がありました。ありがとうございます。

▼昭和電工労働組合千葉支部

50,000円  
— 敬称略 —

## 新しい精米表示例

| 食糧庁精米表示基準に基づく表示        |               |                 |     |      |
|------------------------|---------------|-----------------|-----|------|
| 品名                     | 精米            |                 |     |      |
|                        | 産地            | 品種              | 産年  | 使用割合 |
| 原料玄米                   | A県産           | コシヒカリ           | 7年産 | 40%  |
|                        | B県産           | ひとめぼれ           | 7年産 | 20%  |
|                        | その他           |                 |     | 40%  |
|                        | (うち未検査米)      |                 |     | 10%  |
| 正味重量                   | 5 kg          |                 |     |      |
| 精米年月日                  | 8.4.1         |                 |     |      |
| 製造販売業者名<br>又は<br>精米工場名 | 〇〇卸株式会社       |                 |     |      |
|                        | □□県□□市□□町1-2  | TEL 01(123)4567 |     |      |
|                        | 〇〇卸株式会社△△精米工場 |                 |     |      |
|                        | □□県□□市□□町1-2  | TEL 01(123)4567 |     |      |